

二 第42条の4《試験研究費の額が増加した場合等の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(試験研究用資産の減価償却費)</p> <p>42の4 - 2 .....            .....措置法第52条の3の規定による.....</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42の4 - 5 .....            (1) .....            (2) .....            (3) .....</p> <p>(注)1 国庫補助金等を法第43条第1項の規定により特別勘定に経理した場合            又は同条第6項の規定により期中特別勘定に経理した場合には、.....            .....            2 法第42条第1項若しくは第5項又は第44条第1項若しくは第4項.....            .....</p> <p>(<u>移転試験研究費の額の区分に係る合理的な方法</u>)</p> <p>42の4 - 12 <u>移転事業(措置法令第27条の4第9項に規定する移転事業をいう。以下同じ。)</u>と移転事業以外の事業とに共通して生じた試験研究費の額がある場合における同項に規定する合理的な方法とは、<u>当該試験研究費の額をその試験研究費の内容、性質等に応じた合理的な基準により、それぞれの事業に配分する方法をいうのであるから、留意する。</u></p>	<p>(試験研究用資産の減価償却費)</p> <p>42の4 - 2 .....            .....措置法第52条の3第1項に規定する.....</p> <p>(他の者から支払を受ける金額の範囲)</p> <p>42の4 - 5 .....            (1) .....            (2) .....            (3) .....</p> <p>(注)1 国庫補助金等を法第43条第1項の規定により特別勘定に経理した場合には、.....</p> <p>2 法第42条第1項又は第44条第1項.....</p> <p>(新 設)</p>

改 正 後	改 正 前
<p><u>（注）分割等（分割、現物出資又は事後設立をいう。）の時に、分割法人等（分割法人、現物出資法人又は事後設立法人をいう。）において現に営まれていない事業に係る試験研究費の額は、移転事業に係る試験研究費の額に該当しないことに留意する。</u></p> <p><u>（移転試験研究費の額の区分に係る合理的な方法に関する書類の提出）</u></p> <p><u>42の4 - 13 法人が当該法人を分割法人とする分割型分割を行った場合において、当該法人が法第75条の2第1項に規定する確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受けている場合であっても、措置法令第27条の4第9項の移転試験研究費の額の区分に係る合理的な方法に関する認定を受けるときは、同項に規定する書類の提出については、当該分割型分割の日以後2月以内に行わなければならないことに留意する。</u></p>	<p>（新 設）</p>